

## 歯科技工所開設届出事項変更届

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先)  
滋賀県 〇〇保健所長

変更後10日以内に届出

開設者  
住 所 〇〇市〇〇町△△番地  
氏 名 〇〇 〇〇  
(法人については名称および主たる事務所の所在地)

次のとおり歯科技工所の開設届出事項に変更が生じたから、歯科技工士法第21条第1項の規定により届けます。

歯科技工所の名称	近江歯科技工所	
開 設 の 場 所	〇〇市△△町□□番地  電話番号 〇〇〇 (▲▲▲) ◆◆◆◆	
変 更 日	〇〇年  △△月  △△日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
	従事者 退職 琵琶 湖太郎 (〇年〇月〇日)	従事者 雇用 近江 美湖 (〇年△月△日)
備 考		

変更内容について  
変更前と後を確認できるよ  
うわかりやすく記入する。

注1 必要に応じて、次に掲げる書類を添付すること。  
 (1)業務に従事する者の変更の場合、新たに業務に従事する者の免許証の写し(原本を提示すること。)  
 (2)構造設備の変更の場合、変更後の技工所の平面図(技工所全体の間取図により作業机・水回り等の位置を明記すること。)

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。